

表紙含：(5枚)  
仕様書番号：MAN-47号  
作成年月日：令和5年1月30日  
作成部隊名：立川駐屯地業務隊管理科

# 樹木剪定役務 (その2)

## 仕 様 書

保存期間: 5年 (10.3.31まで保存)

件名	樹木剪定役務 (その2)	図面番号	1 / 5
図面名称	表紙	縮尺	

# 仕 様 書

## 1 件 名

樹木剪定役務（その2）

## 2 役務場所

東京都立川市緑町5番地 陸上自衛隊立川駐屯地

## 3 役務概要

小高木剪定

## 4 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書及び図面を基準とするほか、国土交通省「公園緑地工事共通仕様書（令和4年8月）」及び関係諸規定に基づき実施するものとする。
- (2) 本仕様書に記載なき事項や内容に疑義が生じた場合には、速やかに官側と協議し、また、軽微なものについては官側の指示に従うものとする。
- (3) 本仕様書に記載なき事項といえども技術上当然必要とする事項については、請負者の負担において実施するものとする。
- (4) 本役務で使用する光熱水料、資機材労力及び消耗品等は請負者の負担とするものとする。
- (5) 役務期間中は、駐屯地内の施設等に損傷を与えないよう十分留意するものとし、万一損傷を与えた場合には、速やかに官側に報告するとともに請負者の負担において現状復旧するものとする。
- (6) 本件における災害補償その他これらに類する事項について、全て請負者の責任において実施するものとし、作業従事者への災害保険等の加入について確実に実施するものとする。
- (7) 作業員は、作業中において作業に適した服装及び履物で作業を実施し、高所作業では命綱をとる等適切な処置を講じ安全には万全を期するものとする。
- (8) 作業時間は、原則として0815～1700までとし、土日、祝日は含まないものとする。ただし、作業の都合上または部隊運営上作業時間の延長等を必要とする場合は、官側と事前に協議し許可を受けるものとする。
- (9) 請負者は、開始に先立ち工程表を提出し官側の許可を受けるものとする。
- (10) 完了検査合格後、作業上の欠陥によるものとみられる不具合等の発生については、請負者は1年間その責を負うものとする。
- (11) 提出書類
  - ア 現場代理人等通知書
  - イ 工程表
  - ウ 日誌

件 名	樹木剪定役務（その2）	図面番号	2 / 5
図面名称	仕 様 書	縮 尺	

エ 打合せ簿（発生の都度）

オ その他官側の指定するもの

カ 官側より受けた仕様書等はすべて受注者等に残してはならない。関連した情報が漏洩した場合は、受注者がすべて責任を負うこと。

(12) 剪定等により発生した剪定くずは、請負者において駐屯地外（再資源化施設等）に搬出し、法規適正に処理するものとする。また、契約納期までに処分証明証等の写しを官側に提出するものとする。

(13) 写真撮影

作業前・作業後及び作業中の隠蔽となる箇所、材料搬入、主要な作業段階の実施状況、その他官側の指示した箇所を撮影し、写真帳（A4版）に整理し、検査前に監督官に提出すること。

## 5 特記事項

(1) 本役務において実施する剪定樹木は、カイツカイブキとする。

(2) 基本選定は、樹形の骨格づくりを目的とした人力剪定作業を基本とし、樹木の特性に応じた最も適切な剪定方法により行うものとする。

主として剪定すべき枝は、次のとおりとする。

ア 枯枝

イ 成長のとまった弱小な枝（弱小枝）

ウ 著しく病虫害におかされている枝（病虫害枝）

エ 通風、採光、架線、人車の通行の障害となる枝（障害枝）

オ 折損によって危険をきたすおそれのある枝（危険枝）

カ 樹冠や樹形の形成上及び樹木の生育上不必要な枝（冗枝、ヤゴ、胴ブキ、徒長枝、カラミ枝、フトコロ枝、立枝）

(3) 剪定方法については、次のとおりとする。

ア 樹木の上方や南側の樹勢が盛んな部分は強く、下方や北側の樹勢が弱い部分は弱く剪定するものとする。

イ 太枝の選定は、切断箇所の表皮がはがれないよう切断予定箇所の数10センチ以上よりあらかじめ切除し、枝先の重量を軽くしたうえ、切り返しを行い切除しなければならない。また、太枝の切断面には必要に応じて、防腐処理を施すものとする。

ウ 樹枝については、外芽のすぐ上で切除するものとする。

但し、しだれ物については、内芽で切るものとする。

エ 樹冠外に飛び出した枝切りや、樹勢回復するために行う切り返し剪定については、樹木全体の形姿に配慮し、適正な分岐点により長い方の枝を付け根より切るものとする。

オ 枝が込み過ぎた部分の中すかしや樹冠の形姿構成のために行う枝抜き剪定については、不必要な枝（冗枝）をその枝の付け根から切取らなければならない。

件名	樹木剪定役務（その2）	図面番号	3/5
図面名称	仕様書	縮尺	

カ (5)に示す剪定対象樹木一覧表の1番～32番については、枯れない程度に刈込をし、形を整えるものとする。

(4) 剪定樹木は、地上高約3.2mにおいて芯止めを実施するものとする。

(5) 剪定予定樹木は次の剪定予定樹木一覧表のとおりとする。

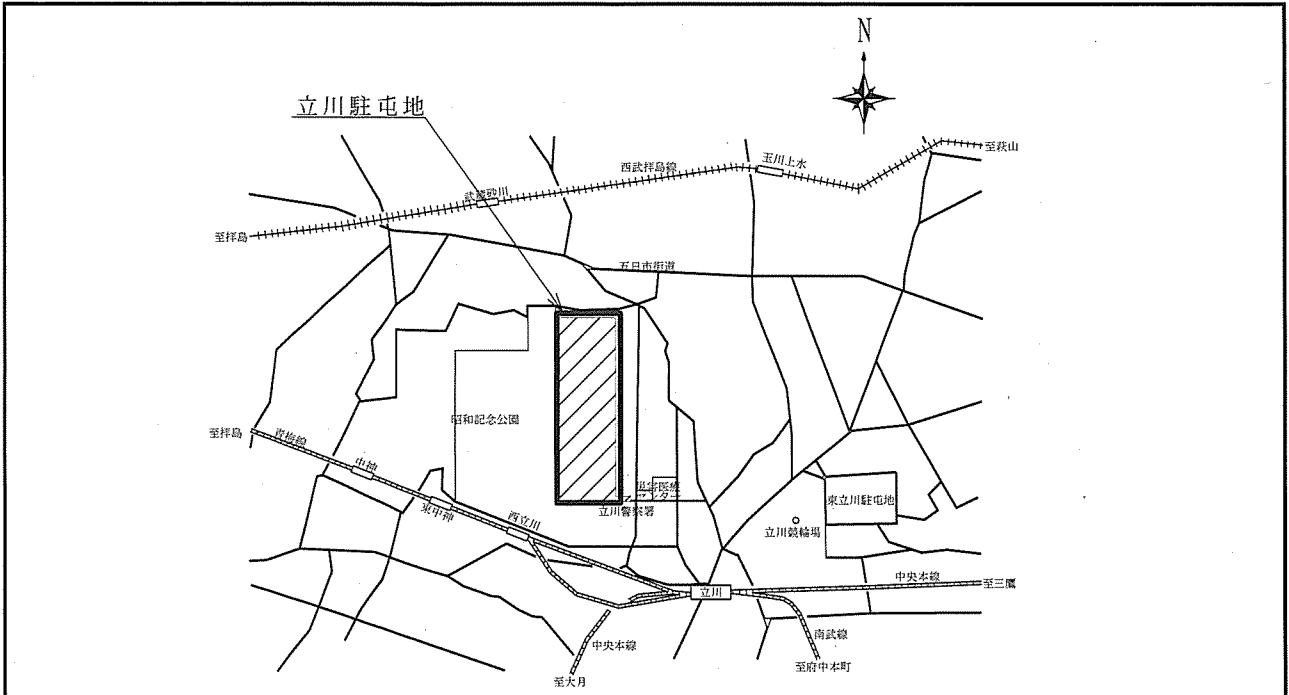
但し、単価契約により予定数量は最大数量まで変更することがある。

剪定予定樹木一覧表

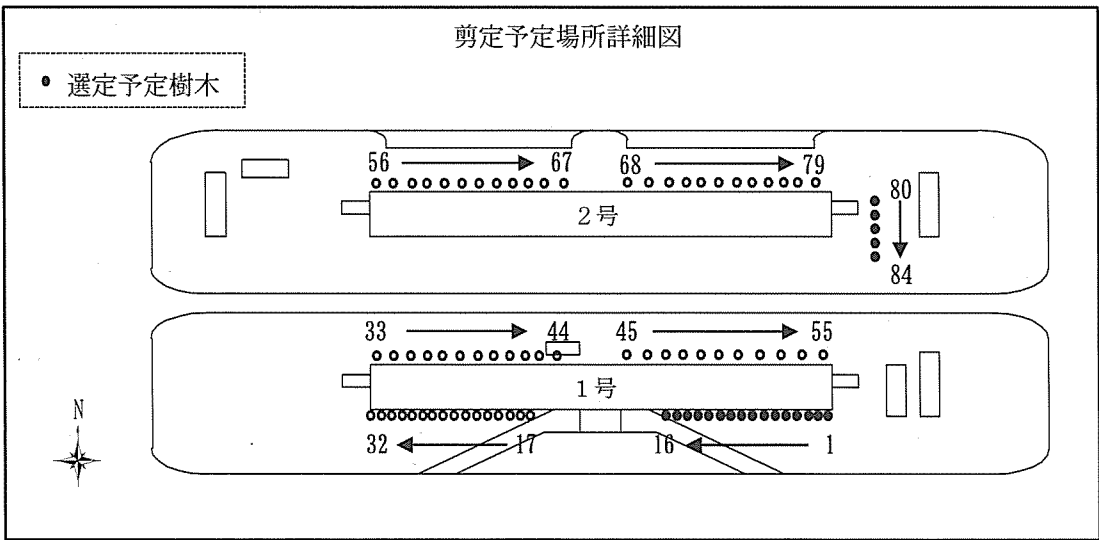
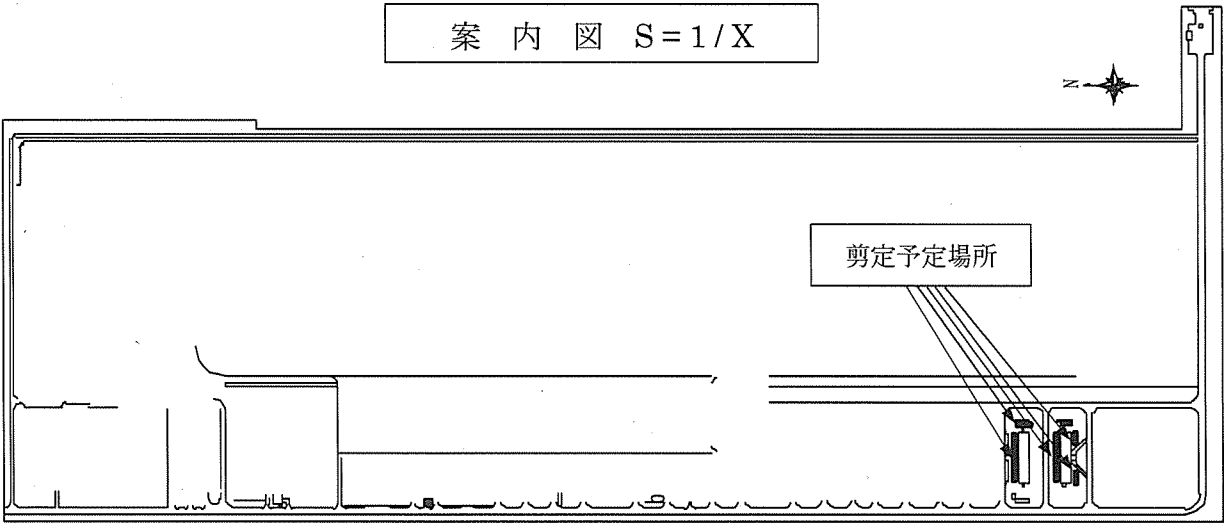
番号	幹周 (cm)	番号	幹周 (cm)	番号	幹周 (cm)	番号	幹周 (cm)
1	57	22	47	43	74	64	79
2	57	23	50	44	65	65	75
3	57	24	50	45	59	66	94
4	57	25	53	46	59	67	78
5	57	26	47	47	62	68	105
6	57	27	47	48	62	69	87
7	57	28	47	49	59	70	78
8	57	29	47	50	68	71	78
9	57	30	47	51	62	72	83
10	57	31	47	52	53	73	78
11	57	32	47	53	56	74	80
12	57	33	57	54	62	75	73
13	57	34	71	55	71	76	68
14	57	35	59	56	96	77	88
15	57	36	53	57	84	78	81
16	50	37	56	58	80	79	92
17	47	38	62	59	79	80	92
18	47	39	68	60	87	81	86
19	47	40	65	61	71	82	105
20	43	41	62	62	80	83	100
21	47	42	56	63	82	84	93

幹周寸法	予定数量	最大数量
30cm ~ 59cm	16	42
60cm ~ 89cm	1	34
90cm ~ 119cm	4	8
合 計	21	84

件 名	樹木剪定役務 (その2)	図面番号	4/5
図面名称	仕 様 書	縮 尺	図 示



案内図 S=1/X



配置図 S=1/X

件名	樹木剪定役務 (その2)	図面番号	5 / 5
図面名称	案内図・配置図	縮尺	図示